

平成29年度飼い主のマナーアップ推進キャンペーン実施要領

1 目的

近年、少子高齢化や核家族化が進む中で、家庭動物は生活に潤いと安らぎをもたらしてくれる存在として、その重要性が注目されています。また、家庭動物は単なるペットではなく、大切な家族の一員として考えられるようになってきました。しかし、その一方で、飼い主が最後まできちんと飼うことができず途中で手放すなどにより県内の保健所等に収容される犬や猫の数は、平成27年度で5千頭を超えています。また、飼い主の周りへの配慮が足りないことで、近隣住民に迷惑をかけ、苦情を生み出すことが少なくありません。

このような状況を背景として、県では、平成20年3月に策定した「福岡県動物愛護推進計画」を見直し、平成26年3月、新たに「福岡県動物愛護推進計画（第2次）」を策定しました。

人と動物が共生できる住みよい社会の実現のためには、動物の飼い主一人ひとりが「動物を飼うこと」の責任を自覚して、動物の生理や習性を理解し、愛情を持って終生飼育すること、周辺の人への配慮を欠くことがないようマナーのある行動を心がけること等が必要です。

ついでには、家庭動物の適正飼養に関する県民の理解を深め、マナーアップをより一層推進するための普及啓発を重点的に図ることを目的に、6月と11月を「飼い主のマナーアップ推進月間」と設定し、関係機関等との協力のもと、テーマを定め、積極的かつ集中的に飼い主のモラル・マナーの向上に関する啓発事業を実施します。

2 キャンペーン期間（飼い主のマナーアップ推進月間）

第1回：平成29年 6月 1日～ 6月30日

第2回：平成29年11月 1日～11月30日

3 テーマ 「人と動物が共生できる住みよい社会のために 飼い主のモラルとマナーを考えよう」

〔重点項目〕

① 適正飼養

飼い始める前から正しい飼い方などの知識を持ち、飼い始めたら、動物の種類に応じた適切な飼い方をして健康・安全に気を配り、最後まで責任を持って飼うこと。

また、上記内容の啓発に当たり、動物の遺棄や虐待が犯罪であることも併せて周知すること。

② 過剰繁殖防止措置の推進

きちんと管理できる数を超えないようにすること。生まれる命に責任がもてない

のであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行うこと。

③ 所有者明示措置の推進

飼っている動物にマイクロチップ、名札などを装着して、自分が飼い主であることを明らかにすること。

④ 近隣への迷惑・危害防止

近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚したりしないようにすること。また、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりしないこと。

特に、犬の散歩時のフン放置とノーリードの防止、猫の室内飼いの推進等。

⑤ 地域猫活動の普及

飼い主のいない猫の地域における過剰繁殖やトラブル防止のために、地域住民が主体となり、地域合意のもとに不妊去勢手術の実施や糞の始末などを行い、猫を適正に管理する「地域猫活動」が有効であること。

4 実施主体

福岡県（保健医療介護部生活衛生課、各保健福祉（環境）事務所）、（公財）福岡県動物愛護センター、福岡県動物愛護推進協議会各支部、福岡県動物愛護推進員

5 取り組み内容

下記のうち、実施主体の状況に応じた事業、活動を実施する。

なお、実施については、市町村、（公社）福岡県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係者との連携・協力を積極的に図ることとする。

（1） 広く一般県民を対象とした啓発事業

例：啓発イベント（各市町村の催事等におけるブース設置等）の開催

駅・ショッピングモール等人の集まる施設等におけるチラシ配布・呼びかけ等

（2） 地域での啓発事業

例：公園、住宅密集地等飼養に関する問題の多発地域における講習会やチラシ配布、呼びかけ等

（3） 犬や猫の飼養者、飼養希望者に対する事業

例：犬又は猫のしつけ方教室 等

（4） マスメディアへの啓発情報・事業情報の提供

例：記者クラブ、地域支局、フリーペーパー等に対する情報提供

（5） その他

（1）～（4）と同様の効果がある事業